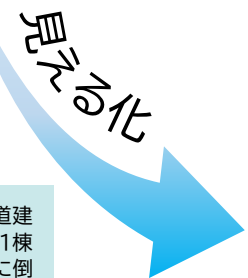
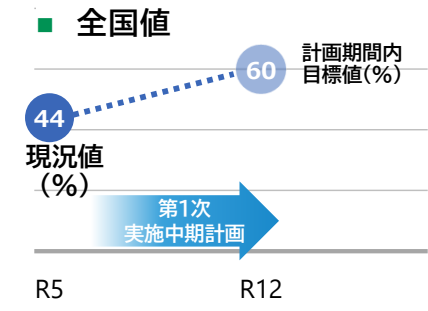


【41】住宅・建築物の耐震化【国土交通省】

指標名：緊急輸送道路の一部等(約9,000km)の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの(7,291棟(令和6年4月1日時点))のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合



■ 指標の定義

((緊急輸送道路の一部等(約9,000km)の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの(7,291棟(令和6年4月1日時点))のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたもの) / (緊急輸送道路の一部等(約9,000km)の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの(7,291棟(令和6年4月1日時点)))) × 100

■ ポイント

災害時の輸送・移動において重要な役割を果たす緊急輸送道路等の沿道建築物について、耐震診断や耐震改修等が行われることで、建築物の倒壊による道路の閉塞を防止し、発災時にも円滑に移動経路を確保することが可能になる。

■ 用語解説

●緊急輸送道路の一部等の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの
 …地方公共団体が指定する避難路等の沿道建築物で、倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物(高さ6mを超えるもの)

「重ねるハザードマップ」において、避難路沿道建築物の耐震化状況について公開。

画面左のウィンドウから「すべての情報から選択」>「道路防災情報」>「避難路沿道建築物の耐震化状況」を選択し、閲覧したい都道府県を選択すると、各都道府県の避難路沿道建築物の耐震化状況が確認できる。
 ※写真は大阪府のもの

出典：重ねるハザードマップ <https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>
 ※ 各地域の洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示可能。



